

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月8日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第19号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後																	
別表（第1条、第2条関係）		別表（第1条、第2条関係）																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td><u>教育長</u> 理事 副教育長 教育庁危機管理・広報監 企画・経営グループ長 課長 参事（教職員課に置かれるもので、人事・サービス又は職員団体を担当するものに限る。） 副課長 人事主幹 人事担当の係長（企画・経営グループ） 県立学校人事、小中学校人事、法規、<u>県立学校給与又は小中学校給与担当の係長（教職員課）</u> 総務担当の係長（教育支援課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事（教職員課）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	職員	本庁	略	教育委員会事務局	<u>教育長</u> 理事 副教育長 教育庁危機管理・広報監 企画・経営グループ長 課長 参事（教職員課に置かれるもので、人事・サービス又は職員団体を担当するものに限る。） 副課長 人事主幹 人事担当の係長（企画・経営グループ） 県立学校人事、小中学校人事、法規、 <u>県立学校給与又は小中学校給与担当の係長（教職員課）</u> 総務担当の係長（教育支援課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事（教職員課）		略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>理事 副教育長 教育庁危機管理・広報監 企画・経営グループ長 課長 参事（教職員課に置かれるもので、人事・サービス又は職員団体を担当するものに限る。） 副課長 人事主幹 人事担当の係長（企画・経営グループ） 県立学校人事、小中学校人事、法規、<u>給与又は健康管理担当の係長（教職員課）</u> 総務担当の係長（教育支援課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事（教職員課）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	職員	本庁	略	教育委員会事務局	理事 副教育長 教育庁危機管理・広報監 企画・経営グループ長 課長 参事（教職員課に置かれるもので、人事・サービス又は職員団体を担当するものに限る。） 副課長 人事主幹 人事担当の係長（企画・経営グループ） 県立学校人事、小中学校人事、法規、 <u>給与又は健康管理担当の係長（教職員課）</u> 総務担当の係長（教育支援課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事（教職員課）		略
機関	職員																		
本庁	略																		
教育委員会事務局	<u>教育長</u> 理事 副教育長 教育庁危機管理・広報監 企画・経営グループ長 課長 参事（教職員課に置かれるもので、人事・サービス又は職員団体を担当するものに限る。） 副課長 人事主幹 人事担当の係長（企画・経営グループ） 県立学校人事、小中学校人事、法規、 <u>県立学校給与又は小中学校給与担当の係長（教職員課）</u> 総務担当の係長（教育支援課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事（教職員課）																		
	略																		
機関	職員																		
本庁	略																		
教育委員会事務局	理事 副教育長 教育庁危機管理・広報監 企画・経営グループ長 課長 参事（教職員課に置かれるもので、人事・サービス又は職員団体を担当するものに限る。） 副課長 人事主幹 人事担当の係長（企画・経営グループ） 県立学校人事、小中学校人事、法規、 <u>給与又は健康管理担当の係長（教職員課）</u> 総務担当の係長（教育支援課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事（教職員課）																		
	略																		

改正前			改正後		
現地機関	略		現地機関	略	
	食肉衛生検査所	所長 総務課長		食肉衛生検査所	所長 副所長 総務課長
	略			略	
	農林事務所	所長 農林調整監 センター長 副所長 総務課長		農林事務所	所長 センター長 副所長 総務課長
	略			略	
	土木事務所	所長 土木調整監 副所長 総 務課長		土木事務所	所長 副所長 総務課長
	略			略	
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合には、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定にかかわらず、その教育委員会の委員としての任期中に限り、教育長に係る規定の適用については、なお従前の例による。